

# お知らせ（重要）

平成30年12月に改正された貨物自動車運送事業法により、  
令和元年11月1日から、事業用自動車の増車や事業規模の拡大  
となる変更を行う場合については、一定の項目に関して宣誓書の  
添付が必要となります。

## （1）事業用自動車の増車を行う場合に、宣誓していただく項目（様式例2）

- ・密接関係者が貨物自動車運送事業の「許可の取消処分」を受けて5年を経過しない者でないこと
- ・申請に係る営業所における行政処分の累積違反点数が12点以上でないこと
- ・申請に係る営業所における申請日前1年間の巡回指導による評価が「E」でないこと
- ・公示基準に定める一定規模以上の増車に該当しないこと

※上記項目のうち一つでも当てはまらない場合は、届出ではなく認可申請となります。

## （2）事業規模の拡大となる変更を行う場合に、宣誓していただく項目（様式例3）

- ・一定の期間において、申請地を管轄する運輸局長又は運輸支局長より行政処分を受けていないこと
- ・一定の期間において、申請に係る営業所における巡回指導による評価が「E」でないこと  
(※全ての指摘事項について改善報告を行っている場合は除く)
- ・申請に係る営業所において、自らの責による重大事故を発生させていないこと
- ・申請に係る営業所が所在する運輸支局管内の全ての営業所に配置する事業用自動車について、車検証の有効期限切れがないこと
- ・事業報告書、実績報告書や運賃料金届出に関する届出・報告義務違反がないこと
- ・運賃と料金の範囲が明確に定められた約款を使用していること

詳しくは運輸支局担当者までお問い合わせください。